

神奈川県剣道連盟
 平成13年04月01日改定
 平成16年06月24日改定
 平成17年12月15日改定
 平成20年12月04日改定
 平成23年12月01日改定
 平成24年04月01日改定
 平成26年12月01日改定
 平成28年06月09日改定

神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士)申請資格 受審要項 (一部改定)

*** 受審規程の実施期間は 平成28年9月～平成30年2月 までとする。**

<剣道 錬士・教士 審査受審規程>

＜神奈川県剣道連盟 審査規程＞					＜全剣連＞
称号	受審資格	受審日以前〔2年間〕に県剣道連盟主催以上の講習会に参加し、 剣道手帳に規程回数を受講印のある者（錬士・教士 共通）			審査規程
		日本剣道形 講習会	審判法 講習会	指導法 (合同稽古会)	
錬士	六段取得後 1年 を経過した者	1 回以上	1 回以上	1 回以上	論文提出
	<特例> 五段取得後 10年 を経過 年令 60才以上の者	1 回以上	1 回以上	1 回以上	
	六段 取得後 1年 を経過した者で、 全剣連 社会体育指導員資格(中、上級)認定者	<免除>	1 回以上	1 回以上	
教士	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過した者	1 回以上	1 回以上	1 回以上	学科試験
	錬士七段取得者で、七段取得後 2年 を経過し、 全剣連 社会体育指導員資格認定者	社会体育 中級、上級 <免除>	1 回以上	1 回以上	「指導歴」 受審申請書類に記入し 各支部会長の承認を受ける 社会体育上級 <免除>

<神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士) 審査項目・講習会>

区分	日本剣道形	審判法	講習会(座学)	
錬士	(打太刀・仕太刀)両方を行う	(主審：1回)(副審：2回)を行う	全剣連審査に 向けての講習を 全員受講	社会体育(中・上級)認定者 <免除>
教士	指定された何本目かを 解説しながら行う	(主審：1回)(副審：2回)を行う		社会体育(上級)認定者 <免除>